

## 第 46 回全国中学校スケート大会売店設置運営要項

### 1 目的

この要項は、令和 7 年度全国中学校体育大会第 46 回全国中学校スケート大会（以下「本大会」という。）の大会参加者及び観覧者等への便宜を図るため、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）の定めに基づき、競技会場において売店の設置を認めることとし、その適切な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 出店期間

出店の期間は、次に掲げる期間とする。

#### (1) スピードスケート競技会場（エムウェーブ）

令和 8 年 1 月 31 日（土）から 2 月 3 日（火）までの期間

#### (2) フィギュアスケート競技会場（ビッグハット）

令和 8 年 2 月 1 日（日）から 2 月 3 日（火）までの期間

### 3 出店場所

出店の場所は、全国中学校スケート大会長野市実行委員会（以下「長野市実行委員会」という。）が各会場において指定した場所とする。

### 4 出店資格

本大会において出店の資格を有する者は、次に掲げる条件のいずれかを満たす者で、かつ、長野市実行委員会の許可を得た者とする。

#### (1) 地元特産物の販売を行う者。

#### (2) 前号以外の者で、日本中体連から出店許可を得た者。

### 5 経費負担

出店者は、次に掲げる経費を負担するものとする。

#### (1) 売店の設置、運営及び撤去に要する費用。

#### (2) 4 項 1 号に該当する者は、長野市実行委員会への大会還元金として、出店期間中の売上総額の 8 パーセントにあたる金額。なお、売上総額との割合は日本中体連の定めによるものとする。

#### (3) 4 項 2 号に該当する者は、日本中体連の出店許可に要する費用及び日本中体連の定める費用。

### 6 販売品目

4 項 1 号に該当する者が売店等において販売する品目は、次に掲げる範囲とする。

#### (1) 土産品類

内容、品質、包装等において、長野市の土産品としてふさわしいもの。

## (2) 食品類

原則として、売店等において調理・加工を行わない食品で、容器・包装等により衛生措置がとられ、かつ、適正な表示がなされた、食品衛生法等の法令に基づく次に掲げる品目とする。

### ① 弁当類

食品衛生法に規定する営業許可施設において製造されたもので、消費期限の表示があり、また、取り扱いについての注意事項が記載されているものであること。

### ② パン類及び菓子類

### ③ 清涼飲料水類

## (3) その他

長野市実行委員会が必要と認めるもの。

## 7 出店者の調整等

長野市実行委員会は、出店者の調整、出店申請の取りまとめ、設置及び撤去の管理等に関する業務を、次に掲げる条件を満たす代理人に委託することができるものとし、代理人が負担する義務等については、協議の上、文書で約定するものとする。

(1) 長野市内に本社又は支社・営業所を有し、原則として1年以上継続して営業していること。

(2) エムウェーブ及びビッグハットにおいて開催された同種又は類似の大会において、売店設置の経験があること。

(3) 電気設備、備品等について施設管理者と調整が可能で、統一的な売店の設置運営が可能であること。

(4) 売店の設置運営及び撤去に係る経費負担が可能であること。

(5) 本要項に定める規定を、出店者に遵守させるとともに、長野市実行委員会の要請に対し、迅速に対応できること。

## 8 認定証の交付

長野市実行委員会は、前項により委託契約を締結したときは、当該代理人に代理人認定証（様式1）を交付するものとする。

## 9 出店申請

出店申請は、次に掲げる書類を長野市実行委員会又は代理人へ提出するものとする。提出期限は令和8年1月9日（金）とする。なお、4項2号に該当する者は、日本中体連の許可証を添付するものとする。

(1) 「出店申請書」（様式2）

(2) 「出店者概要書」（様式3）

(3) 「販売品目及び価格等一覧表」（様式4）

(4) 「食品取扱関係施設調査票」（様式5） ※ 飲食物（土産品を含む）を取扱う場合

(5) その他、長野市実行委員会が必要と認める書類。

## 10 代理人からの出店申請

代理人が長野市実行委員会に対し申請を行うときは、前項の書類に、代理人概要書（様式6）及び出店者一覧表（様式7）を添えて提出するものとする。

## 11 出店許可

長野市実行委員会は、申請内容を審査し、適当であると認めた者について「出店許可書（様式8）」を交付するものとする。

## 12 出店者の義務

(1) 出店者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ① 第三者への出店の権利の譲渡及び転貸又は売店等の管理・運営を委任すること。
- ② 販売品を不当な価格で販売すること。
- ③ 指定された場所以外で販売又は呼び込みを行うこと。
- ④ 許可された品目以外のものを販売すること。
- ⑤ 火気を使用すること。（別途協議する場合を除く。）
- ⑥ 拡声器又は音響器具類を使用すること。
- ⑦ その他、大会運営に支障のある行為を行なうこと。

(2) 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 出店許可証を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- ② 売店等の従業員の服装は清潔なものとし、腕章等を着用させること。
- ③ 販売品の搬入・搬出は、大会運営に支障のない所定の時間内に行うこと。
- ④ 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- ⑤ 売店等の装飾は、商品等を主体とし、宣伝・広告用のものは掲示しないこと。
- ⑥ 販売品には、関係法令の定めるところにより、適切な表示を行うとともに、販売価格を明示すること。
- ⑦ 清涼飲料水類を販売する出店者にあつては、取り扱う清涼飲料水類は、日本中体連の特別賛助会員である大塚製薬株式会社のものとする。また、製品空き缶・空き瓶等を回収し、出店者が搬出・処理する販売方法を取る。
- ⑧ 屑物入れ等を備え、売店等及びその周辺を常に清潔に保ち、ごみ等は出店者が責任を持って搬出・処理すること。
- ⑨ 長野市実行委員会・代理人・競技会場施設管理者の指示に従うこと。
- ⑩ 販売品の管理については、出店者が一切の責任を負うこと。

## 13 許可の取消し

長野市実行委員会は、出店者が次の各号の1つに該当するときは、出店を取消することができるものとする。

- (1) 関係法令並びに、本要項に違反したとき。
- (2) その他、長野市実行委員会が不相当と認めたとき。

14 事故等の処理

売店等において、事故等が発生したときは、出店者は直ちに長野市実行委員会及び関係機関に連絡すると共に、その指示に従い事故処理にあたるものとする。

15 損害賠償

出店者(出店者の従業員を含む。)は、会場の施設又は第三者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うものとする。

16 原状回復

出店者は、出店場所及び使用した設備等、自己の負担において長野市実行委員会が指定する日時までに原状に回復し、長野市実行委員及び会場施設管理者の確認を受けなければならない。

17 事務処理及び指導権限

本要項に定める長野市実行委員会の事務処理及び指導権限は、各競技会場における長野市会場本部が継承するものとする。

18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は長野市実行委員会が別途定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年10月31日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもって終了する。